

桐生市書かない窓口システム導入管理業務委託に係る質問一覧及び回答

No	項目名	質 問	回 答
1	桐生市書かない窓口システム導入管理 業務委託仕様書 6 基本方針	「本システムは、安定稼働を最優先事項として、個人情報等のセキュリティに十分考慮したシステムであることとする。なお、本システムは、当該仕様書の全ての事項を満たすものであることとする。」とありますが、代替方法を提案することは可能でしょうか。	本市が求める要件の水準を保てる内容であれば、代替方法の提案も可といたします。
2	桐生市書かない窓口システム導入管理 業務委託仕様書 6 基本方針	「(6)クライアント端末は、本市既存の業務用端末及び各施設の業務用端末にて運用可能であること。(ただし、本人確認書類の読込等、専用機器が必要な機能を除く。)また、クライアント端末の増設、移設、更新、入替等が発生した場合でも設定作業等を委託する必要がなく、追加費用は発生しないものとする。」とありますが、増設の場合は最大何台程度を見込めばよいのでしょうか。	増設の場合、最大19台程度の見込みです。 ※新規導入するタブレット端末等11台を含め、最大30台程度を想定しています。
3	桐生市書かない窓口システム導入管理 業務委託仕様書 7 機能要件 (1)申請書作成支援・手続き案内機能	「イICカードリーダーを使用して、マイナンバーカードの情報を取得することで、申請書へ氏名、住所、生年月日等の自動入力ができること。なお、マイナンバーカードを読み取る際は、暗証番号の入力を必要としないこと。」とありますが、マイナンバーカードのICチップに読み込まれている券面情報を読み取るために照合番号Bの入力が必要となりますが、この場合は暗証番号ではないという理解で問題ないのでしょうか。	御認識のとおりです。

4	桐生市書かない窓口システム導入管理 業務委託仕様書 7 機能要件 (3)その他必須機能	「イ 導入時には基幹系システムとのデータ連携機能の構築は要しないが、本市の基幹系システムの標準化後においては、聞き取りと本人確認書類から宛名情報と照合し、氏名等基本4情報の内容を記録することができること。」とあるが、マイナンバー利用事務系の端末で内容を目視確認・照合しながら、LGWANの窓口システムで内容を記録するという理解でよいのか。	マイナンバー利用事務系端末で内容を目視確認・照合ではなく、聞き取りと本人確認書類の情報をもとにデータ連携する形を想定しております。 なお、標準化後の基幹系システムとのデータの連携方法についての提案をお願いしているところではありますが、システム改修や窓口DXSaaSへの乗り換え等が必要であれば、その内容を含めた御提案をお願いいたします。
5	桐生市書かない窓口システム導入管理 業務委託仕様書 9 ソフトウェア・ハードウェアの調達 (3)その他機材 30台	タブレット端末等の手配は11台に対して、カードリーダーやQRコードリーダーは30台となっているが、差分が発生している理由についてお教え頂きたい。既に導入済みの端末19台も窓口システムとして利用する想定なのか。その場合、19台は書類作成のみ行う(OCRやICチップ読取は行わない)という理解でよいのか。	差分が発生している理由については、手続きの始点となる窓口(本人確認書類の読み取りを行う窓口)と、その連携課の窓口(本人確認書類の読み込みは行わず書類作成のみ)での運用を想定しているため、台数に差分が生じています。 なお、連携課分19台は、既存の業務用ノートパソコン(LGWAN端末)を使用し、窓口利用システムを利用する想定です。
6	桐生市書かない窓口システム導入管理 業務委託仕様書 10 運用及び保守 (1)基本要件	「カ 本システム導入に合わせたBPRの支援を行うこと。」について、代表的な手続きについて、システム導入後の運用フローをお示しする理解でよいのか。	運用開始時点での対象業務として、住所異動及び住所異動に伴い必要となる各課手続き、証明書発行手続き等を想定しております。 つきましては、その対象手続きについて、システム導入後の運用フローをはじめ、現状の運用フローの見直しにつながる支援など、システムを最大限活用し、事務の効率化が図れる御提案をいただきたいと思います。
7	桐生市書かない窓口システム導入管理 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 10 留意事項 (8)受託者は、本業務の全部を再委託してはならない。	同一企業グループ間での委託は再委託にあたるでしょうか。また、同一企業グループ間での委託が再委託と見なされる場合、再々委託は認められるでしょうか。	同一企業グループ間での委託は、再委託とさせていただきます。 なお、責任の所在を明確化するために本業務の全部を再委託してはならないとしていますので、本業務の全部を再委託する予定があるのであれば、本市との契約者を実情に合わせていただくか、協力会社として役割を明確にした上でご参加ください。